

特別定額給付金事業の実施について

1 目的

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において示された特別定額給付金について、すべての区民に可能な限り迅速かつ的確に給付ができるよう取組む。

2 事業概要

(1) 給付対象者及び受給権者

①給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、区の住民基本台帳に記録されている者

②受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

(2) 給付額 給付対象者1人につき10万円

(3) 対象世帯 基準日時点の世帯を対象とする。

<参考> (人口) 923, 442人 (令和2年4月27日現在 速報値)
(世帯) 492, 477世帯 (同上)

3 申請方法等

(1) 申請方法

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送申請とマイナンバーカードを活用したオンライン申請を基本とする。

②申請書の書き方がわからない方や、特段の事情がある場合については、申請書の記載についてのご案内と申請書の預かり・受付を区役所に臨時窓口を設置して対応するとともに、各まちづくりセンターでも対応する。

(2) 給付方法

	内容	期間・時間	場所
臨時窓口	記載案内、預かり、相談、受付等	5/28~8/27 平日 8:30~17:00	世田谷区民会館 ホワイエ
案内窓口	記載案内、預かり等	5/28~6/30 平日 9:00~17:00	まちづくりセンター

世帯主又はその代理人の口座振り込みを基本とし、口座がない場合は原則、現金書留とする。

(3) 配慮を要する方への対応

①配偶者等からの暴力を理由とした避難事例において「一定の要件」を満たした場合は、その旨の申し出を事前に受けることで、住民票が所在する区市町村からではなく、申出日時点で居住する区市町村から、申請に基づいて特別定額給付金を申出者に支給する。一方で、住民票所在区市町村では、当該配偶者等から世帯全員分の申請があったときは、申し出者分を除いた額を支給する。なお、申出者の居住地が住民票所在区市町村内にある場合においても、同様の取扱いとする。

申出期間は4月24日~30日であるが、その後も随時申出することを可能とする。

- ②施設入所者等児童等及び虐待により施設等に入所措置等がとられている高齢者、障害者、並びに支援措置対象者においても、給付金の主旨を踏まえ当該者への給付が可能となるよう調整を行う。
- ③上記①の事例においては、対象者の把握が完了していることから、5月15日を目途に、また、②については、5月19日をめどにそれぞれ申請書の先行発送を実施し、早期給付の実現に努める。

(4) 問い合わせ対応

- ①一般的な問い合わせには、「せたがやコール」で対応する。
- ②5月25日からは「世田谷区 特別定額給付金専用ダイヤル」(03-6738-9205、平日8時30分から18時まで)を設ける。

(5) 申請期限

区市町村の郵送発送日を起点として、3か月以内を申請期間と定められている。区では郵便一斉発送日を5月28日とするため、8月27日を申請期限とする。

4 概算経費

約93,211,739千円(補助率10/10)

- (1) 給付費：約92,444,200千円
- (2) 事務費：約767,539千円

5 その他

- (1) 申請書先行発送の配慮を要する方からの申請やオンライン申請は、5月中に給付を開始する。
- (2) 申請書の印刷・封入・発送及び申請書受付・分類・入力作業、コールセンター運営、システム構築等の業務は業務委託により実施する。
- (3) 配慮を要する方への相談については、関係所管課との連携を緊密に行うとともに、個人情報の取り扱いには十分に注意する。
- (4) 振り込め詐欺防止を徹底する。「区のお知らせ」や申請書に同封するチラシなどにより区民への周知に努めるとともに、手続きにおいて、申請書の口座番号の誤記入や不備書類の対応については郵送でやり取りし、電話での個人情報の聞き取りなどは行わない。
- (5) 臨時窓口では、受付ブースの分散や消毒薬の配置等感染拡大防止策を徹底する。

6 今後のスケジュール

5月15日	区のお知らせ(給付金申請周知)
	配偶者等からの暴力を理由とした避難者への申請書先行発送
19日	施設入所者等児童等及び虐待により施設等に入所措置等がとられている高齢者、障害者、並びに支援措置対象者への申請書先行発送
21日	区広報板への掲示
22日	区のお知らせ特集号(全戸配布)
25日	コールセンター設置
28日	申請書郵送発送 申込受付開始
	臨時窓口(～8月27日まで対応)
	案内窓口(各まちづくりセンター)(～6月30日まで対応)
6月上旬	一斉郵送分給付開始
8月27日	申請期限